

議員提出議案第17号

容器包装リサイクル法の改正に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成15年12月17日

提出者

18番 砂川 なおみ

13番 桜井 和実

14番 三宅 英子

16番 大野 まさき

24番 土屋 美恵子

武蔵野市議会議長 田中節男 殿

## 容器包装リサイクル法の改正に関する意見書

一般廃棄物の約6割を占める容器包装のリサイクルを行うため、1995年6月に容器包装リサイクル法が制定されました。ところが、リサイクル率は上がっても、使い捨て型ワンウェイ容器の大量生産・大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結びついていないのが現状です。その一方で、地方自治体は、リサイクルコストの約7割を占める収集・分別・保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しています。また、これらに要する費用が税金負担の構造では、生産者にもごみ減量に取り組むインセンティブが働きません。各自治体でごみ減量のためにさまざまな施策を展開しておりますが、地方自治体でできることには限界があります。特に三多摩地域の最終処分場はひっ迫しています。まず、排出抑制が必要です。容器選択権のある生産者の責任を明確にしない限り、このままでは大量廃棄にかわる大量リサイクルに、際限なく税金を使い続けることとなります。

しかもこの法律は、リデュース、リユース、リサイクルという3Rの優先順位を明確にしたとされる循環型社会形成推進基本法の内容からも矛盾しており、これらを推進するさまざまな経済的手法や規制的手法を盛り込む視点で見直すことも不可欠です。

よって武蔵野市議会は、政府に対し、循環型社会の実現を目指し、下記の事項について容器包装リサイクル法を改正するよう要請します。

### 記

1. 循環型社会を目指すため、拡大生産者責任の考えに基づいて、現在行政が負担している収集・分別・保管の費用負担の適正化を図ること。
2. リデュース、リユース、リサイクルの優先順位で推進する、さまざまな手法を盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成15年12月17日

武蔵野市議会議長 田 中 節 男

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
環境大臣

— あて